

国民健康保険から…

国保料計算のしかた

7 月は平成17年度国民健康保険料納入通知書（納付書）の発行月です。保険料は市町村ごとに次の計算方法（①～④）を組み合わせで決定されます。また、40歳～64歳の方は介護保険分も合わせた保険料を納付します。

- ①所得割額……前年の所得（健康保険に加入する世帯員の合計所得）に応じて計算されます。
- ②資産割額……資産（固定資産税）に応じて計算されます。
- ③均等割額……加入者数に応じて計算されます。
- ④平均割額……1世帯いくらかと計算されます。



虻田町の場合

	医 療 保 険 分	介 護 保 険 分
①所得割額……（料率）	(所得金額－基礎控除)×12.20%	(所得金額－基礎控除)×1.1%
②資産割額……（料率）	固定資産税額×43.20%	固定資産税額×4.9%
③均等割額……（1人当り）	15,100円	2,500円
④平均割額……（1世帯当り）	28,400円	3,300円

※左記で計算した額に対し保険料には限度額が定められています。
国民健康保険料（医療分）
530,000円＋（介護分）70,000円＝計
（限度額）600,000円

【計算例（ア）】・Aさんの家庭は4人家族……本人（35歳）、妻（34歳）、子供2人（小学生）／・Aさん前年の所得は150万円、妻は0円、固定資産税額は5万円

I 医療保険分（医療分）

- ①所得割額 (1,500,000円－330,000円) × 12.20%
= 142,740円
- ②資産割額 50,000円 × 43.20% = 21,600円
- ③均等割額 4人 × 1人当り15,100円 = 60,400円
- ④平均割額 1世帯当り28,400円 = 28,400円

計（医療分）253,100円（100円未満切り捨て）

II 介護保険分（介護分）

40歳未満の人は介護分の負担はありません。

計（介護分）……………＝0円

合計（I＋II）年間保険料253,100円

※計算例による保険料は年額の保険料であり、虻田町の場合は年額保険料を9期（7月から翌年3月までの9回）で納付することとなっています。また、途中で国保の加入資格が発生（喪失）した場合は月割計算となり、その他一定所得以下（33万円）の場合は均等割・平均割に軽減措置などがあります。

今回掲載した計算例は基本的なパターンです。7月上旬に保険料納入通知書を送付しましたので、もう一度お手持ちの通知書で保険料を確認し、不明な点は住民福祉課国民健康保険係（直通☎74-3001）までお尋ねください。

【計算例（イ）】・Bさんの家庭は2人家族……本人（55歳）、妻（50歳）／・Bさん前年の所得は100万円、妻は50万円、固定資産税額は9万円

I 医療保険分（医療分）

- ①所得割額
本人 (1,000,000円－330,000円) × 12.20%
= 81,740円
妻 (500,000円－330,000円) × 12.20%
= 20,740円
- ②資産割額 90,000円 × 43.20% = 38,880円
- ③均等割額 2人 × 1人当り15,100円
= 30,200円
- ④平均割額 1世帯当り28,400円 = 28,400円

計（医療分）199,000円（100円未満切り捨て）

II 介護保険分（介護分）

- ①所得割額
本人 (1,000,000円－330,000円) × 1.1%
= 7,370円
妻 (500,000円－330,000円) × 1.1%
= 1,870円
- ②資産割額 90,000円 × 4.9% = 4,410円
- ③均等割額 2人 × 1人当り2,500円 = 5,000円
- ④平均割額 1世帯当り3,300円 = 3,300円

計（介護分）21,900円（100円未満切り捨て）

合計（I＋II）年間保険料221,800円

